第４回　地方法人課税に関する検討会
議事次第

［令和４年 10 月 25 日（火）
14 時 00 分～15 時 00 分
合同庁舎２号館７階　省議室］

１　開会
２　会長挨拶
３　議事
　・全国知事会ヒアリング
４　閉会

配布資料
（資料１）全国知事会 都道府県アンケート意見取りまとめ資料
（全国知事会 地方税財政常任委員会提出資料）
（資料２）全国知事会 地方税財政常任委員会としての現時点の方向性（案）
（全国知事会 地方税財政常任委員会提出資料）

資料１

第４回　地方法人課税に関する検討会

全国知事会　都道府県アンケート意見取りまとめ資料

令和４年１０月２５日

「法人事業税における外形標準課税」及び「国際課税」に係る調査概要

❑ 調査趣旨・目的：

「法人事業税における外形標準課税」及び「国際課税」の見直しについて、各都道府県 の意見を把握し、分析するため

❑ 調査方式：

令和４年９月に、全国知事会（地方税財政常任委員長（河野宮崎県知事）及び地方法人課税諸課題プロジェクトチーム長（村岡山口県知事）の連名）から全都道府県（４７団体）に照会

❑ 調査内容：

（１）法人事業税における外形標準課税について

資本金１億円超法人数減少の実態や税収等に与える影響に係る意見、また、外形標準課税の見直しに係る意見を調査

（２）国際課税について

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて、地方税の関わり方等に係る意見を調査

❑ 有効回答数：

４７団体

❑ 地域ブロックの凡例：（全国知事会の地域ブロックに準拠）

〇北海道・東北：北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県
〇関東　：東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
〇東海・北陸　：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
〇近畿　：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
〇中国　：鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県
〇四国　：香川県、徳島県、愛媛県、高知県
〇九州　：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

法人事業税における外形標準課税について①

1　資本金１億円超法人の減資に関し、近年における法人数減少の実態や税収等に与える影響について

資本金1億円超法人の減資に関して、34団体から意見があり、主に、
- 外形標準課税の対象法人数が減少傾向にある
- これまでに、又は、将来的に法人事業税の減収に影響がある

などを旨とするものであった。

意見例

①近年、本県本店法人においても資本金1億円への減資の事例が増えており、法人事業税の減収要因となっている。また、その減資の目的は繰越欠損金の補填などの目的ではなく、ほとんどが資本剰余金への振替となっている。（四国）

②特に赤字の法人については、非外形法人となると事業税の納税額が発生しないこととなる。外形標準課税対象法人であった年度と比べて納税額の差が大きく、減収の大きな要因となっている。工場の撤退等と異なり、事前情報もなく急に非外形法人となるため税収見込にも影響があり、対応に苦慮している。（九州）

③現時点では景気が好調であり全体として税収が堅調に推移していることから、外形標準課税法人の減少の影響は表面化してないが、今後の景気動向によっては安定した税収への影響が懸念。（北海道・東北）

④外形標準課税は、景気の影響に左右されにくく、税収の安定化に寄与しているところであるが、本県においても減資等により外形標準課税の適用でなくなる法人も多く、本県の安定的な税収の確保への影響が懸念される。また、国内に子会社・関連会社を有する企業の数は横ばいで推移する一方、国内の100%子会社の数は増加傾向にあり、地方の子会社の利益が都市部の親会社に移転しやすい状況にあるといえ、地方法人課税の偏在の進行が懸念される。（関東）

⑤過去5年間の税収の推移では、令和3年度の法人事業税額は最高額であるものの、外形標準課税（付加価値割+資本割）に係る税収は、最低額となった。このような状況が続くことは、税負担の公平性や安定的な税収確保の観点から看過することはできず早急に対策を講じる必要がある。（中国）

⑥事業税は、事業活動における各種行政サービスの対価であると考えると、減資した法人は赤字でも事業活動を継続している中で、税負担は生じないことから受益と負担のバランスが悪化する。（東海・北陸）

法人事業税における外形標準課税について②

2　国全体で外形対象法人数が減少する中、税収の安定性の確保・法人間の公平性の観点からの疑問や懸念について

税収の安定性の確保・法人間の公平性の観点から疑問に感じた事例として、26団体から意見があり、主に、
- 資本金の減資分をそのまま資本準備金に充てる法人が見受けられる
- 大企業子会社や赤字法人が、減資により資本金1億円以下となることで、実態は変わらないのに、地方法人課税が課されないケースがある

などを旨とするものであった。

意見例

①資本金を減資して、その減資した額をそのまま資本準備金に充てる法人が見受けられる。（県内企業の一部において、欠損処理による減資ではなく節税を目的とした減資が行われているとの報道がある。）（東海・北陸、中国、四国、九州）

②全国各地に事務所等を有し、売上高が数千億円にものぼる法人の子会社として実質的に生産を担っている法人が減資により資本金1億円以下の赤字法人として扱われ、地方法人課税の税収がない事例がある。（関東、中国）

③減資によるものではないが、持株会社化により、親会社は外形標準課税の適用法人、子会社は適用法人でない（以下「非適用法人」という。）ケースが存在する。適用法人（親会社）は従業員数が少なく、報酬給与額は少ない。また、非適用法人（子会社）に土地・家屋を貸し付けることによる受取賃借料が多く、所得金額は多額となっているものの、外形標準課税部分である付加価値額が少額となっている。一方、非適用法人（子会社）は適用法人（親会社）に対して支払賃借料を多く支払うことにより、所得金額が少額となっており、親会社・子会社間の調整により税負担の軽減を図っていると思われる事例もある。（東海・北陸）

④資本金と法人格による線引きは課税庁・納税者の双方にとってわかりやすいため、評価できる。ただし、減資する法人が増える中で、個別の事例として、多数の店舗を展開しているような法人であっても減資により非外形となることがある一方、事業規模は小さいが諸々の事情により減資せず外形対象となっている法人がみられる。このため他に事業規模等を判断できる適切な指標があれば、見直してよいと考える。（四国）

⑤R4年にも、本県では著名な地元の大企業が減資により非外形法人となる事例が発生している。新型コロナによる営業不振など個々の事情はあると思われるが、本県の多くのリソースを利用して法人の事業を行っている法人であり、応益負担の考え方から違和感が残る。（九州）

法人事業税における外形標準課税について③

3　外形対象法人の減少への対応を検討するに当たり、見直しの方向性等について

回答結果

単位：団体

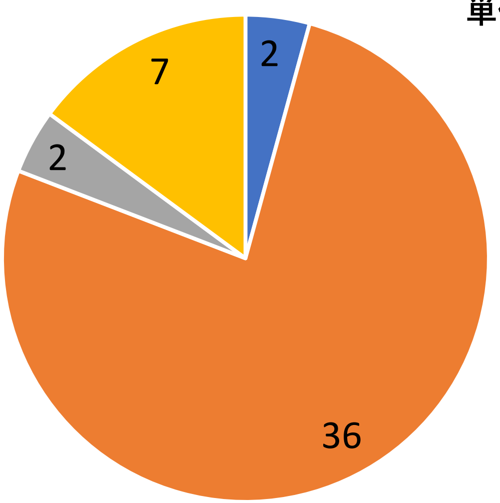

- ①現行基準を廃止し、新たな基準を考えてはどうか（4%）
- ②制度の大転換を避ける観点から、現行基準は維持しつつ、別の基準と併用する形にしてはどうか（77%）
- ③現行基準の維持でやむを得ないのではないか（4%）
- ④その他（15%）

「④その他」の意見例

○地方財源が適切に確保されるようにすることを前提としつつ、納税者にとってわかりやすく、また、課税庁としても適正かつ効率的に課税事務が行えるよう、できる限り簡素な仕組にすべき。（北海道・東北）

○地方の安定的な税収の確保、税負担の公平性や納税者の負担等に十分に配慮しながら、見直しの方向性等について議論が進められることを期待。（関東）

○事業税は、事業活動と地方団体の行政サービスの応益関係に着目して課される税であることから、事業税の課税標準は、事業の活動量を端的に表現する外形的なものであることが望ましいと認識。そうした中、外形標準課税の適用について一定の基準を設ける必要がある場合には、当該基準が企業の経済活動における選択を歪めないものとする必要がある。（関東）

○制度の大転換を避ける観点から、現行制度の基準を変更する、別の基準と併用するなど、大幅な制度変更とならないような形にしてはどうか。（中国）

○度重なる法人課税制度改正の中で、外形標準課税制度を変更するとなれば納税者に対してさらなる負担や混乱を招く恐れがある。外形対象法人の減少について、税負担や税収確保における影響が不明確な現状においては、積極的に制度改正するものではないと判断。（九州）

法人事業税における外形標準課税について④

4　納税者・課税庁の負担や地域への影響の観点から、疑念点や留意すべき事項について

※以下の６肢から選択回答（複数回答可）　【選択数が多い順に並べ替え】

①対応にあたっては、できる限り簡素な仕組みとすべきではないか
②対象の中小企業への拡大は慎重に検討すべきではないか
③納税者及び課税庁の負担が増える見直しは避けるべきではないか
④対応する場合、施行を遅らせることで、納税者・課税庁の準備期間を確保する必要があるのではないか
⑤納税者及び課税庁の負担が増えても、公平性の観点から対応すべきではないか
⑥その他

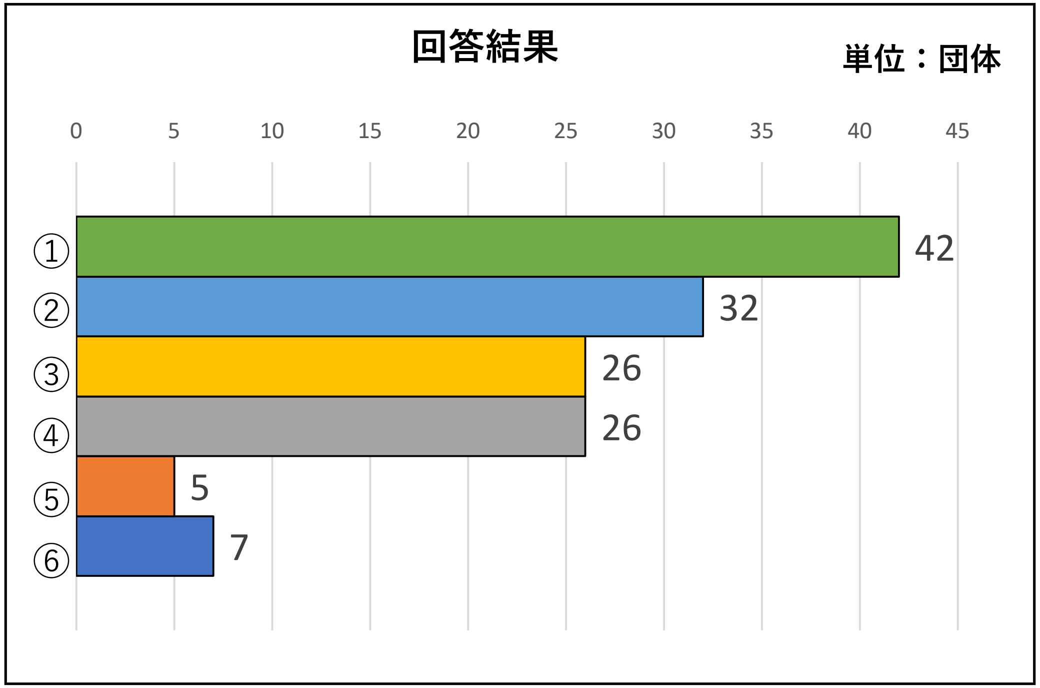

「⑥その他」の意見例

○税負担の公平性、納税者・課税庁双方の負担、中小企業への影響等を総合的に勘案しながら、外形標準課税の適用法人のあり方について検討が進められることを期待。（関東、東海・北陸）

○制度の見直しを検討する場合、納税者及び課税庁の負担と公平性のバランスを考慮しながら見直しを行うべき。（東海・北陸、近畿、中国）

○制度変更による納税者・課税庁の混乱を防ぐために、例えば改正範囲を外形標準課税の適用基準に留める等、最低限の改正にすることが望ましい。（近畿）

○制度の見直しによって，制度導入時には対象外としていた企業（減資等で中小企業となった企業ではなく，元々資本金1億円以下であった法人）にまで適用が及ぶことのないように留意すべき。（中国）

国際課税について①

１－１　第１の柱について、地方が課税権を行使する根拠に係る考え

第1の柱について地方が課税権を行使する根拠について、33団体から意見があり、主に、
- 恒久的施設（PE）がなくとも、配分基準の「売上」は、地方自治体が提供するインフラ・公共サービスを基盤として、住民が経済活動を行うため成り立っており、企業もその便益を受けている

などを旨とするものであった。

意見例

①配分基準の「売上」には地方における消費が含まれていること、「売上」の成立には（少なくとも一定の割合は）地方の社会インフラも使用されていることから、地方法人課税分も含まれると考えるべきである。（関東、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）

②消費者がいる地域にPEを有しない企業と当該消費者の間で商取引を行うための社会インフラ・購入者が手にするまでの物流網の整備がなされていると考えれば、当該インフラを支える地方自治体の負担に対しても、税収の分配がなされるべきである。（関東、四国）

③市場国間の配分基準とされる「売上」は、各国の経済基盤に支えられ、間接的であるにせよ、なんらかの形で地方団体もこれに寄与していると考えられることから、「応益」の概念をより広く捉えるなど、改めて課税根拠の考え方を整理する必要があるのではないかと考える。（東海・北陸）

④第一の柱において配分基準とされる「売上」は、個人や企業による商品・サービス等の消費を基礎とするものであり、個人や企業は地方自治体に所属する存在であることから、地方にも課税根拠は存在すると考える。（九州）

⑤本来PEを設置して行ってきた事業を、デジタル化の発展によりPEがなくても行うことが可能となってきているが、国・地方の施策でデジタル化を推進するための環境整備を行っており、日本国内での事業活動により得られる所得について、既に課税対象となっている企業と多国籍企業とで、何ら変わるものではないと考えられることから、地方税に帰すべき財源としての課税は可能と考える。（北海道・東北）

国際課税について②

１－２　第２の柱について、地方が課税権を行使する根拠に係る考え

第2の柱について地方が課税権を行使する根拠について、30団体から意見があり、主に、
- 軽課税国における地方税分を含む実効税率と最低税率との差分が課税対象となるため、地方税分が含まれる
- 軽課税国に子会社等を持つ内国法人への課税であり、国及び地方に課税権がある

などを旨とするものであった。

意見例

①第2の柱は、軽課税国に子会社や親会社を有する国内立地企業への課税であり、対象企業グループが全体で最低限の税負担をする目的で導入されるものである。したがって、対象企業グループ全体を一つの法人とみなした法人課税であると考えられることから、法人住民税、事業税同様、対象企業グループに属する企業が立地する地方にも課税権があると考える。（東海・北陸、近畿、中国、九州・沖縄）

②グローバルミニマム課税については、軽課税国において課されることの無かった最低税率との差額を親(子)会社の所在する国において課すものである。これは、本来親(子)会社の帰属する国において課されるべき税が軽課税国に流出した（税源が浸食された）ものであると考えられるため、国及び各地方自治体に帰属するべき法人税、法人事業税、法人住民税等に反映されるべきである。（関東、近畿）

③第2の柱による税収については、軽課税国における地方税分を含む実効税率と最低法人税率15%との差分が課税対象となることを踏まえ、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。（関東、東海・北陸、中国）

④例えば実効税率15%を実現した国のみで事業を行う多国籍企業と、一部実現しない国（軽課税国）で事業を行う多国籍企業とを比較した場合、前者はいずれの国でも15%相当の税を負担し、日本国内では国税・地方税を税法に則り申告納税をしている。したがって、後者で生じるトップアップ税も、前者との課税のバランスを踏まえ、国税・地方税双方で課税すべきである。（近畿、中国）

国際課税について③

２　第１の柱について、「PEなければ課税なし」とする従来の考え方とは異なる課税への地方税のアプローチに係る考え

回答結果

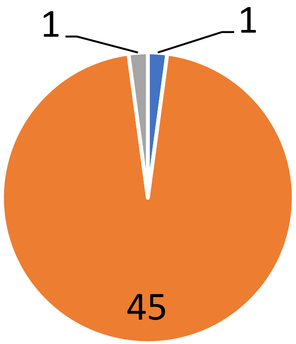

- ①都道府県が対象法人に直接課税（2%）
- ②国が総額として地方の税収を確保した上で、各都道府県へ何らかの形で分配（96%）
- ③その他（2%）

単位：団体

「③その他」の意見例

○地方税の応益性の原則を踏まえ、地方自治体が提供する行政サービスと第1の柱が適用される企業の経済活動との関係を十分に整理したうえで、課税の手法について検討が行われる必要がある。（関東）

３　第２の柱については、国内に法人の拠点（親会社・子会社）があると考えられる一方、税収がほとんど見込まれない可能性があることを踏まえ、地方税のアプローチに係る考え

回答結果

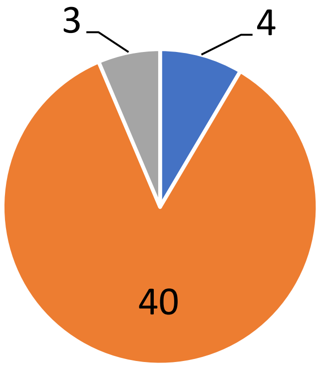

- ①都道府県が対象法人に直接課税（9%）
- ②国が総額として地方の税収を確保した上で、各都道府県へ何らかの形で分配（85%）
- ③その他（6%）

単位：団体

「③その他」の意見例

○課税自主権の観点から、都道府県が対象法人に直接課税することが望ましいが、分割基準などの技術的な課題の整理が必要と考える。（北海道・東北）

○地方税の応益性の原則を踏まえ、地方自治体が提供する行政サービスと第2の柱が適用される企業の経済活動との関係を十分に整理したうえで、課税の手法について検討が行われる必要がある。（関東）

○ 地方税で積極的な課税根拠が見当たらない点、トップアップ税は国外の税制に影響され生じるものであり、国内の地方税と直接的に関係があるとはいえない点、対象法人への適正な課税のための調査にかかる手間と税収見込みのバランスが取れない点を考えると、当該税は国税で完結し、地方税は課税しなくてもよいと考える。（近畿）

国際課税について④

4　その他、国際課税ルールのあるべき姿への地方税の関わり方等に係る意見

国際課税ルールへの地方税の関わり方として、地方に課税権があることを前提に、主に、
- 配分のあり方について、地方相当分も含めて国が徴収し、地方へ配分する仕組みを構築していくことが現実的
- 配分に当たっては、可能な限り各地域の経済活動に見合った適切な帰属となるよう、適切な基準を追究すべき
- 国際課税ルールの国税及び地方税への反映においては、必要以上に制度が複雑にならないよう留意する必要

などの意見があった。

意見例

【配分のあり方】

①第1の柱、第2の柱ともに地方には課税権があると考えるが、物理的拠点を有しない企業が地方団体ごとの売上高を把握して申告することが困難であると想像され、また、国と地方団体合わせて最低税率15%ちょうどになるように課税することは課題が多いと想像されるため、地方相当分も含めて国が徴収し、地方へ配分する仕組みを構築していくことが、現実的ではないかと考える。（北海道・東北、近畿、中国、四国、九州）

②配分のあり方は、これまでの地方法人課税における税源の偏在是正の経緯等を踏まえ検討する必要がある。（東海・北陸、近畿）

③国際課税制度の見直しに伴う税収は、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、以下の理由から、不交付団体に対する制限や割落としを加えることなく、各地方自治体に適切に帰属させるべきである。（関東）

・第1の柱の市場国間の配分基準である「売上」は、全ての地方自治体（不交付団体も含む）が整備する社会インフラを基盤としており、増収分は適切な基準により全ての自治体に帰属させるべきこと。

・第2の柱は軽課税国に子会社等を有する国内企業への課税であるため、当該企業が所在する地方自治体に帰属させるべきこと

④課税にあたっては、各都道府県間のみならず、他国間の調整が必須となることが想定されることから、国が徴収し地方に配分するという譲与税に準じた仕組みが適当。（北海道・東北）

⑤地方団体間の分配に当たっては、可能な限り各地域の経済活動に見合った適切な帰属となるよう、適切な基準を追究すべきである。（東海・北陸）

【制度のあり方】

①地方自治体が対象法人に直接課税するための徴税コスト増分が税収増分を相殺する事態は本末転倒で、かつこれは自治体の規模が小さくなるほど影響が大きい。国際的な合意に基づく日本国への配分額について遺漏のないルールを構築して頂き、その一定額を地方に配分する仕組みを構築することが肝要である。（近畿、九州）

②国際課税ルールの国税及び地方税への反映においては、必要以上に制度が複雑にならないよう留意する必要があると考える。（関東）

資料２

全国知事会 地方税財政常任委員会としての現時点の方向性（案）

社会構造の変化や国際課税ルールの見直し等に応じた地方法人課税の見直し

外形標準課税のあり方の検討

外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定性等の観点から、2004年度（平成16年度）に導入されたが、対象法人数はピーク時の約３万社（2006年度（平成18年度））と比べ、３分の２まで減少している。令和４年度与党税制改正大綱では、「経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされている。具体的には、大企業の組織再編に当たり、事業部門を資本金１億円以下の法人とし、グループ内に複数設立する例や、減資を行い資本金１億円以下となったが企業規模が変わっていない例が見られるなど、制度趣旨に沿わない実態が明らかとなってきている。外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うにあたっては、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮するとともに、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すべきである。

国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第１の柱）や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第２の柱）、我が国において、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえると、地方の税源となるべき部分が含まれると考えるべきである。今後、法制度の整備を進めていく際には、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分については国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切に制度を構築すべきである。